

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】: 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療、介護、福祉を始めとする社会保障施策の充実を図るよう努めてまいります。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回答】: 各種の臨時交付金など恒久的な制度となることを願っており、また国に要望してまいります。また国からの交付がなくなった場合、市独自の施策が継続実施できるよう努めてまいります。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【回答】: 税滞納世帯への行政サービス制限条例の導入は、現段階では考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】: 低所得の高齢者対策として、介護保険料の減額を実施していますが、昨年度より要件

を拡充し、世帯収入が年収120万円以下で預貯金等の資産もなく生活が困窮している人について対象としています。(一昨年度までは世帯収入80万円以下でした。)

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】:対象者は保険料の減免と同じですので、昨年度から対象者の収入要件を拡充しました。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

【回答】:制度に則り、適正なサービス提供をしていただくよう事業所に周知しています。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】:特別養護老人ホームは第5期(平成24~26年度)に、小規模多機能型居宅介護は第4期(平成21~23年度)に整備する計画です。なお、グループホームは今年度内に新たに1箇所(定員18名)整備が終わり、開業する予定です。入所が確保できるような助成制度については特に考えていません。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】:国からの支援(補助金等)を基本とし、市独自の財政的支援は特に考えていません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】:現在、介護保険事業で配食サービス事業として必要な方については、低額にて毎日配食しております。また、必要に応じて、軟飯、おかゆ、刻み食、治療食についても利用いただいております。なお、会食方式は、ひとり暮らしの高齢者等を対象に社会福祉協議会でふれあいきいきサロン事業及びまちかどいきいきサロンにて食事会、趣向をこらした催し等の事業を実施しております。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】:安否確認については社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料の宅配、碧南市では配食サービス・在宅介護支援の見守り訪問等を実施し、また、軽度生活支援ではひとり暮らし、高齢者世帯の虚弱な方に食事、洗濯、買い物、ごみ出し等身の回りのお世話や簡単な修繕、外出の援助を実施しています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】:現在、無料の巡回バス「くるくるバス」の運行をおこなっております。また、バスの利用が困難な方に対し、外出支援サービスを行い、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎事業を実施しております。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねた

きりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】:市内2箇所のまちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をし、介護予防のため等の事業を実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】:平成19年度以降建築の市営住宅については、段差解消、入口が引き戸、手すりの設置など高齢者に対応したものにしています。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】:介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】:広報、パンフレット及びケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、対象となると思われる人には介護認定通知書に案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:非課税独り暮らしの助成制度を継続していきます。非課税世帯への拡大は考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】:相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って資格証明書を発行することになっています。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】:県の福祉医療制度に合わせた適用とします。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】:平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しましたので、18歳年度末までの拡大は考えていません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】:現在妊娠初期における初回の検査を含め、国が示している標準的な健診を14回分の受診票を交付しています。国が示している標準的な健診項目については、平成22年4月1日受診分から県下統一単価で公費で行えます。また、産後健診については、受診率の状況から助成の必要はないと考えています。また、費用的に平成23年度から妊婦検診の交付金もなくなる可能性があることから、新たな助成は考えていません。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回答】:就学援助を受けようとする保護者は、現在学校へ「就学援助受給申請書」を提出していただいております。これは、申請後、校長が要保護および準要保護児童生徒に係る世帯票(家庭状況の変動や学校長としての意見等を整理した書類)を作成し、教育委員会へ申請することと連動しています。したがって、受付窓口を拡大する予定は、現在ありません。また、就学援助制度を今後拡大する予定も現在ありません。民生員の証明は必要としていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】:給食費については、無料にする予定はありません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【回答】:制度改正内容については動向を注意深く見ていく必要があると思います。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】:平成22年度も平成21年度並みに一般会計からの大幅な繰り入れをいたしました。また、減免制度の拡大につきましては、考えておりません。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】:均等割は、収入に応じて賦課するものでなく、医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に課するものですので、中学生以下であっても相応の負担をいただきます。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】:考えていません。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】:減免要件の拡大は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】:福祉医療の対象者は除外します。また、義務教育終了前の子どもについても、発行していません。

イ.滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】:現在給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】:国保税が一定期間以上滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため短期の保険証を交付することとなります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】:納税相談を行い納付を促していますが、再三の催告にもかかわらず、連絡、納付がない加入者には場合によっては、滞納処分を行う必要があると考えています。無保険者に対しては広報等で14日以内に届出の必要がある旨のPRを行っております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】:低所得者に係る基準の見直しを行い、本市においては実施済み。周知につきましては、広報にて行っております。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【回答】:本年度、社会福祉法人がケアホーム1棟(定員6人)を国・県の補助を受けて整備をすすめており、市としても用地を無償貸与するなど、支援しております。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】:特定健診(碧南市国保のみ)、歯周疾患検診については自己負担はありません。また、がん検診については65歳以上の方、生活保護世帯または住民税非課税世帯の方は費用が免除されます。

個別医療機関委託方式の特定健診およびがん検診の実施期間は、6月から11月です。ただし、子宮がんについては4月から3月としています。

集団方式については生活習慣病予防健診として通年で実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】:生活習慣病予防健診のひとつとして血液検査、胸部レントゲン撮影を中心とした内容の健診を実施しています。自己負担は2,000円ですが費用の見直しは考えていません。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

【回答】:国の動向を注視しているところで、現時点では考えていません。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【回答】:現時点では考えていません。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】:生活保護の申請権は侵害しないように配慮しております。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際において特に急を要する場合は、社会福祉協議会等他の機関の融資制度を紹介しております。

②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】:平成22年度から十分かつていねいな就労支援を行うため、社会福祉協議会から就労支援を専門に行う相談員を1名常時配置しています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

【回答】:医師不足により、市民病院の救急外来を担う当直医を研修医に頼らざるを得ない状況であります。研修医を確保することが地域医療を守る上で重要かつ最優先課題であり、昨年、国及び愛知県に対し要望書を提出した結果、平成23年度採用の募集定員については、1名増の5名となりました。国に対する意見書・要望書の提出については、自治体病院開設者協議会等の組織を通じ、適宜、対応をし、医師、看護師の確保に努めてまいります。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】:ご意見としてお聞きします。

以上